

令和7年8月4日

「令和7年度 泊漁港等整備基本計画策定事業」の公募に係る質問への回答について

那覇市 経済観光部 商工農水課

令和7年7月15日付けで公告しました「令和7年度 泊漁港等整備基本計画策定事業」の公募に係る質問について、下記のとおり回答します。

No	提案募集要項及び仕様書ページ	質問内容	質問回答
1	募集要項 5 (2) 提案書等提出書類について	協力連携事業者の場合、⑤協力連携事業者予定調書（様式5）への押印は、代表企業が右上と事業者欄の2か所へ記載・押印、構成企業が事業者欄へ記載・押印という理解でよろしいでしょうか。	協力連携事業者がいる場合は、様式5の右上に代表企業が押印し、協力連携事業者は事業者欄への記載及び押印をお願いします。 なお、代表企業は、事業者欄への記載は不要です。
2	仕様書 p.1 3 委託期間	令和8年3月27日までの委託期間となっていますが、業務内容のボリュームが多く、また関係機関との協議調整等、受注者側の創意工夫で短縮できる工程で収まりきらないことを懸念しております。状況により、委託期間の延長をご検討いただくことは可能でしょうか。	本事業の委託期間は、募集要項に記載のとおりです。
3	仕様書 p.1 4 業務内容 (1) 専門家選任及び体制整備業務	アドバイザー報酬は本業務費から支払われる認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
4		選定したアドバイザーは今年度以降、業務受託者が変わっても那覇市と継続的に契約していくものと推察されるが、来期以降のアドバイザーへの報酬の支払い方法の考え方についてご教示ください。	当該アドバイザーは、基本計画策定にあたり選任し体制を整備することを仕様で定めているものです。 なお、現時点で基本計画策定後の次年度以降における継続的な契約まで想定しておりません。

5	仕様書 p. 2 4 業務内容 (2) 本基本計画策定業務	漁港区域についての沖縄県の調整、港湾区域についての那覇港管理組合との調整、那覇北道路整備工事についての内閣府沖縄総合事務局との調整について、各関係機関及び団体との合意とありますが、この「合意」とは、基本計画の方向性について各機関に報告・協議を行うことを指すものであり、合意書・確認書等の書面による証明等を指すものではないという理解でよろしいでしょうか。	仕様書 p. 2 4 業務内容 (2) 本基本計画策定業務 「③関係者間による合意形成」業務については、合意形成のあり方として、合意書や確認書等の書面による対応を想定しております。
6	仕様書 p. 2 4 業務内容 (2) 本基本計画策定業務	別発注予定のデジタルツインについて、業務内容をご教示ください。 また、必要なデータの提供とありますが、通常の PDF による整備イメージ図等を指すものと理解してよろしいでしょうか。特定のファイル形式でのデータ提供が想定される場合はあらかじめご教示ください。	別発注予定のデジタルツイン関連については、現時点で具体的な業務内容等は未定です。 なお、必要なデータの提供については、CSV や PDF 等を想定しておりますが、このあたりについては本件受託事業者と契約後に協議をさせていただきます。